

募集に関する質問

1. 「フリーウエイトトレーニング室の利用にあたっては、健康運動指導士、トレーニング指導士、スポーツプログラマー等の所有若しくはこれと同等以上の資格を有すること」とあるが、その他の資格として、どのような資格がありますか。

また、具体的な判断基準をお示しいただきたい。

回答

1. フリーウエイトトレーニング室は、トップアスリートの合宿利用等にも対応できるウエイト機器を備えており、県民利用施設として供用するにあたり、利用者の安全性を確保する必要があることから、資格要件を付しており、列挙する資格以外の資格としては、利用者自身及び同行者が当該施設を安全に利用できることを証する物であれば可能です。

また、フリーウエイトトレーニングには補助者が必須であり、補助はあくまでも利用者同士で行うこととしているため、複数利用を原則としています。

上記を踏まえ、利用者が安全に利用ができ、且つ利用促進が図られるような提案を期待しています。